

申請手続きの概要（農業）

免税の要件

<対象となる方>

- ・ 農業を営む者
- ・ 委託を受けて農作業を行う者で、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者

<対象となる用途>

農業の用に供する機械のうち、道路運送車両法の規定による登録（ナンバープレート）を受けていないものの動力源の用途

<対象となる機械>

動力耕うん機等整地用機械（トラクター等）、栽培管理用機械（施肥用機械、播種機等）、収穫調整用機械（脱穀機、粃すり機等）、畜産用機械（飼料粉碎機、飼料配合機械等）

申請に必要な書類等

1 免税軽油使用者証交付申請手続き

①	免税軽油使用者証交付申請書（省令様式第16号の16の2様式）
②	誓約書（省令様式第16号の18様式）
③	市町村農業委員会の発行する耕作面積証明書（3か月以内に発行された原本） ※農業委員会に届出なく、申請者以外の土地を耕作している場合は、耕作の「請負申立書」及び「地主の耕作面積証明書」
④	(1) 新規登録する場合は、購入先の発行する販売証明書、機械の売買契約書等 購入時期が古く証明書等がとれない場合は、機械の「全体写真」及び 型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚 (2) 再登録する場合は、機械の「全体写真」及び型式・製造番号を確認できる 「プレート部分写真」を各1枚 ※1：相続や譲渡の場合は、相続（譲渡）の申立書 （機械の「全体写真」及び 型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚添付） ※2：機械の所有者が申請者と異なる場合は、機械の貸借申立書 （機械の「全体写真」及び 型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚添付）
⑤	【申請者が法人の場合】履歴事項全部証明書（写し可）
⑥	手数料（750円） 窓口で必要書類等を確認後、お支払い方法についてご案内いたします。

2 軽油引取税免税証交付申請手続き

（1）新規の場合

①	免税証交付申請書（省令様式第16号の21様式）
---	-------------------------

※免税軽油を購入予定の「販売店名」・「住所」がわかるものを持参してください。

（2）再申請の場合

①	免税証交付申請書（省令様式第16号の21様式）
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」

※再申請の場合は、下記3・4も提出してください。

3 免税軽油使用実績報告書（前回交付を受けた免税証の使用報告）

①	免税軽油の引取り等に係る報告書（省令様式第16号の30様式）
②	免税軽油受払簿（県取扱要領様式第4の3の44号）
③	販売店の領収書、納品書等（写し可。免税軽油購入分全ての領収書等が必要です。）

※毎月末日までに前月分の免税軽油の購入・使用実績を報告する必要があります。

ただし、免税証の年間の交付数量が24キロℓ（月間2キロℓ）未満の場合等は、次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。

4 免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

①	免税軽油使用者証・免税証返納書（県規則様式第4の2の6号）
②	交付を受けた「軽油引取税免税証」【未使用の免税証がある場合】
③	交付を受けた「免税軽油使用者証」

※令和7年4月1日以降、免税軽油を使用する場合には「免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書」の提出が必要です。なお、代理人が提出する場合は委任状が必要となります。